

第13119号 令和 4年(2022年) 4月12日(火)

(每週 火·金発行)

目 次

	一		小\																													
]	L
																								(漁	港	漁:	場團	睯 偱	青詪	果)]	L
																															_	_
		宇宅	サ	_	ピン	ス	事美	美月	70	指	定				• •				• • •	• • •		• •	• •	(高	齢	者っ	乞 抄	受 記	果)	3	3
	公		告																													
																															3	3
道	路 0)位	置	0)	指定	定			• •																	•	(支	建 绉	色記	果)	5	5
流	水型	リダ	Δ	に	係	る!	景均	竟景	彡響	評	価	審 :	查到	会 0)開	催									(環:	境化	呆る	巨計	果)	5)
	障律公障律指指 令道	律公障律指指 令道 と	障律公障律指指 令道者基水者基:居 4ののづ面のづ:宅 年位載	障律公障律指指令道者基水者基:居 4ののづ面のづ:宅 年位載のです。年代職	障律公障律指指 令道者基水者基:居 4のあるのづ正宅 年位載のが正宅 年位載のが正常 年の載のが正常 年の載のが正常のである。	障律公障律指指 令道 常事立常指: 一 (の依 常事立常指: 一 (の依 では、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでででででででででででいる。 では、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでは、一 でのでは、一 では、一 では、一 では、一 では、一 では、一 では、一 では、一	障律公障律指指 令道 書基水者基・居 4の 常事立常指・一 (の依 生業に生定・ビ 2指 でのでででででででいる。 を を を を を を を を を を を を を	障律公障律指指 令道 を書といる。 を書といる。 を書といる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	障律公障律指指 令道 を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	障律公障律法に 大きに 大きに 大きに 大きに 大きに 大きに 大きに 大き	障律公院を 管律公院を を を を を を を を を を を を を を	障害者の日常生活・認活を 会・ん会を 有の日常生活・認活を を主者の指しび支・ん会を の指しび支・人会を では を を を を を を を を を を を を を を を を を を	障害者の日常生活を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活をといる生活をといる生活をいる生活をいる生活をいる生活をいる。 では、このでは、このでは、このでは、では、このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	障害者の日常生活を生活を総・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 電害者の日常生活及び社会生活を総合的に 電話を選出では、一点の では、一。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 で書者の日常生活及び社会生活を総合のに で書書では では では では では では では では では では	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 律に基本の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 律に基本の指定の指定の指定の指定の指定の指定の指定の指定の指定のの目常生活及び社会生活を総合的に支援する。 管害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援・ では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する7 律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するたる 律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための治律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

示

熊本県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定し たので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		7111 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	191 / 7
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者	サービスの種類	指定年月日
	の氏名		
グリーンライフ	一般社団法人 バックグ	就 労継続支援 B 型	令和4年(2
上天草市大矢野町登立4	ラウンドа		022年)4
000番地1	上天草市大矢野町上65		月1日
	4 3 番地 1 1		
	髙橋 健		

熊本県告示第325号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により公有水面の埋 立てに関する工事のしゅん功を認可したため、同条第2項の規定により次のとおり告示す る。

令和4年(2022年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- しゅん功認可年月日
 - 令和4年(2022年)3月31日
- しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 道路管理者
- 3 埋立区域
 - (1)位置

2 - 2 工区

章北郡芦北町大字女島字塘田262の1、字宮丸269の1、269の4、271、273の1に隣接介在する道路地先並びに字宮丸273の6、273の4、273の8に隣接する道路に隣接する無番地地先並びに字宮丸269の6地先公有水 面

3 工区

葦北郡芦北町大字女島字大丸382の3、382の2、396の1、396の2、 399の2、399、414、415, 417の1、418の2に隣接介在する道

熊

```
路地先並びに字宮丸300の3、301の5、
                              30103, 30302
                                              3040
     字大丸381の1、382の4及びこれらの区域に介在する水路に隣接する無
  番地地先並びに字大丸418の5地先公有水面
    4 工区
    葦北郡芦北町大字女島字大丸418の5地先及び字大丸418の5に隣接する無
  番地地先公有水面
    5 工区
   葦北郡芦北町大字女島字大丸421の1、421の2、421の17、
                                              420に
  隣接する道路地先並びに字大丸418の5に隣接する無番地先並びに字大丸42
  1の16地先公有水面
(2)
   区域
    2-2 IX
   次の(29)から(33)の各地点を順次に直線で結んだ線及び(29)の地点と(33)の地点
  を結ぶ平成25年(2013年)の春分の満潮位(D.L+3.69メートル)に
  おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 (29)の地点 葦北郡津奈木町の国土地理院 [点名(内越)]
                                      三等三角点(北緯32
          度15分32秒7430、東経130度27分30秒3633)から
          20度04分29秒 2161.69メートルの地点
                     3 3 度 2 5 分 3 3 秒
2 6 度 3 8 分 0 9 秒
2 3 度 5 5 分 2 8 秒
  (30)の地点
          (29)の地点から
                                  18.82メートルの地点
                                  11.58メートルの地点
  (31)の地点
          (30)の地点から
                                  7.82メートルの地点
  (32)の地点
          (31)の地点から
                     21度29分34秒
  (33)の地点
          (32)の地点から
                                  4. 10メートルの地点
    3 工区
   次の(34)から(52)の各地点を順次に直線で結んだ線及び(34)の地点と(52)の地点
  を結ぶ平成25年(2013年)の春分の満潮位(D. L+3.69メートル)に
  おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
          章北郡津奈木町の国土地理院 [点名(内越)] 三等三角点(北緯32度15分32秒7430、東経130度27分30秒3633)から20度15分32秒 2240.25メートルの地点
  (34)の地点
                     21度28分29秒
          (34)の地点から
  (35)の地点
                                  3. 94メートルの地点
                     21度04分30秒
                                  15.00メートルの地点
  (36)の地点
          (35)の地点から
          (36)の地点から
                     21度04分23秒
                                  20.00メートルの地点
  (37)の地点
  (38)の地点
          (37)の地点から
                     21度04分19秒
                                   20.00メートルの地点
                     21度03分48秒
                                   3. 17メートルの地点
  (39)の地点
          (38)の地点から
                                  16.70メートルの地点
                     20度12分25秒
  (40)の地点
          (39)の地点から
                                  19.50メートルの地点
  (41)の地点
          (40)の地点から
                     17度14分20秒
                                  19.09メートルの地点
6.76メートルの地点
  (42)の地点
          (41)の地点から
                     10度40分25秒
          (42)の地点から
                     0 4 度 1 2 分 0 8 秒
  (43)の地点
                     359度03分39秒
                                    12.02メートルの地点
  (44)の地点
          (43)の地点から
                                    18.72メートルの地点
                     349度39分23秒
  (45)の地点
          (44)の地点から
                     3 4 2 度 5 3 分 0 5 秒
                                    3. 39メートルの地点
  (46)の地点
          (45)の地点から
  (47)の地点
          (46)の地点から
                     338度01分54秒
                                    15. 49メートルの地点
  (48)の地点
          (47)の地点から
                     3 3 0 度 2 6 分 0 7 秒
                                    19.28メートルの地点
                     325度30分49秒
                                    19.67メートルの地点
  (49)の地点
          (48)の地点から
                     324度03分35秒
                                    7. 59メートルの地点
  (50)の地点
          (49)の地点から
                     3 2 3 度 3 0 分 5 2 秒
3 2 2 度 3 1 分 2 0 秒
                                    12. 37メートルの地点
  (51)の地点
          (50)の地点から
  (52)の地点
          (51)の地点から
                                    9.88メートルの地点
    4 工区
   次の(53)から(58)の各地点を順次に直線で結んだ線及び(53)の地点と(58)の地点
  を結ぶ平成25年(2013年)の春分の満潮位(D.L+3.69メートル)に
  おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
(53)の地点 葦北郡津奈木町の国土地理院 [点名 (内越)] 三等三角点 (北緯32
          度15分32秒7430、東経130度27分30秒3633)から
          18度11分30秒 2444.88メートルの地点
(53)の地点から 221度33分44秒 4.20メ
                                    4.20メートルの地点
  (54)の地点
          (53)の地点から
                     311度27分05秒
  (58)の地点
          (54)の地点から
                                    31. 44メートルの地点
    5 工区
   次の(59)から(72)の各地点を順次に直線で結んだ線及び(59)の地点と(72)の地点
  を結ぶ平成25年(2013年)の春分の満潮位(D. L+3. 69メートル)に
  おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
          葦北郡津奈木町の国土地理院[点名(内越)]三等三角点(北緯32
  (59)の地点
          度15分32秒7430、東経130度27分30秒3633)から
          17度32分02秒
                        2469.25メートルの地点
                     332度07分46秒
                                    10.48メートルの地点
  (60)の地点
          (59)の地点から
                     336度18分42秒
                                    4. 35メートルの地点
4. 41メートルの地点
          (60)の地点から
  (61)の地点
                     338度56分04秒
          (61)の地点から
  (62)の地点
                                    16.63メートルの地点
  (63)の地点
          (62)の地点から
                     3 4 4 度 3 2 分 1 3 秒
                                    20.36メートルの地点
  (64)の地点
          (63)の地点から
                     350度30分42秒
```

(65)の地点 (64)の地点から 351度52分12秒 0.25メートルの地点 351度44分18秒 19.83メートルの地点 (66)の地点 (65)の地点から 20.00メートルの地点 (67)の地点 (66)の地点から 351度44分28秒 351度44分35秒 5. 05メートルの地点 (68)の地点 (67)の地点から 15.07メートルの地点 (69)の地点 (68)の地点から 352度07分12秒 354度02分36秒 12.26メートルの地点 (70)の地点 (69)の地点から (70)の地点から 356度39分07秒 8. 25メートルの地点 (71)の地点 (71-1)の地点 (71)の地点から 357度20分58秒 0.22メートルの地点 (72)の地点 (71-1)の地点から 85度41分52秒 0.77メートルの地点

(3)面積

3,887.63平方メートル2-2工区 453.65 453.65平方メートル 3 工区

2, 195.95平方メートル 131.21平方メートル イ ゥ 4 工区 1,106.82平方メートル

エ 5 工区 埋立地の用途

道路用地

埋立免許の年月日及び番号

平成26年(2014年)3月10日 熊本県指令漁整第43号

関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課、芦北町

熊本県告示第326号

一院害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、 同法第69条の規定により公示する。

令和4年(2022年)4月12日

熊本県知事 島 郁 蒲 夫

(育成医療·更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び	担当する医療	指定年月日
所在地	の種類	16 亿 平 万 日
阿蘇門前町薬局	調剤	令和4年(2022年)
阿蘇市一の宮町宮地1863番地4		4月1日
エリア調剤薬局清流店	調剤	令和4年(2022年)
八代市渡町1717番地2		4月1日

熊本県告示第327号

流介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。 令和4年(2022年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社サンエ	六田ハウス デ	玉名市六田12	令和4年	通所介護
一企画	イサービスセン	番地 2	(2022	
	ター		年) 4月1	
			日	

公 告

熊本県公告第250号

令和4年度(2022年度)熊本県献血推進計画を次のとおり定める。

令和4年(2022年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)及び第7次熊本県保健医療計画に基づき、令和4年度(2022年度)に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、献血の推進に関する計画を定めるもの である。

計画の期間

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

令和4年度(2022年度)熊本県献血目標の設定

本県では、県内の医療機関で使用される輸血用血液製剤の需要見込みを基に厚生労働 省が設定した原料血漿確保目標量を受け、次のとおり献血の目標量を設定し、計画的な 献血の推進に努めることとする。

なお、献血の目標量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等 の利点がある400ミリリットル全血献血及び成分献血の推進及び普及に努める。 また、献血の推進には市町村及び市町村献血推進協議会の役割が極めて大きいこ

ら市町村ごとの献血目標を設定し、計画的で安定的な献血者の確保を図るものとする。

	献血の種類	血液量(リットル)	献血者数 (人)
全血	200ミリリットル献血	1 8 0	9 0 1
献血	400ミリリットル献血	20,496	51, 239
成分	血漿成分献血	8, 916	15,729
献血	血小板成分献血	3,848	7,059
	総計	33,439	74,928

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合がある。

- 献血の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

献血に関する普及啓発活動の実施 より多くの県民に献血に参加していただくために、市町村、熊本県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)等の協力を得て、地域の実情に応じた啓発活動を行うことにより、献血への関心を高める。 特に、若年層(10~30代)の献血者が年々減少しているので、若年層の献血

への理解の浸透及び献血体験の促進に組織的に取り組むとともに、より効果的な啓 発活動を行う。

また、県民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について、各種普及啓発活動を通じて正確な情報を伝える必要がある。

献血推進キャンペーン等の実施

愛の血液助け合い運動 (7月)

学生クリスマス献血キャンペーン(12月)

(ウ) はたちの献血キャンペーン (1月及び2月)

移動献血ギャラリーの開催(県内10か所程度)パンフレット・啓発資材の作成配布 ゥ

報道機関及び各種広報媒体による啓発

テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等での広報 (ア)

各種情報誌、市町村広報誌等への掲載

若年層献血者の確保対策 (2)

高校生を対象とした普及啓発 市町村、血液センター、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る とともに、機能的な連携を図ることにより、学校での献血セミアーの開催、体験 学習の実施等、高校生に対して献血に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 学生献血推進ボランティアと協働した普及啓発

学生献血推進ボランティアの活動を支援し、育成を図るとともに、イベント会 場等において協働し、献血に関する知識の普及及び献血の推進を図る。

(ア) 熊本県学生献血推進リーダーの研修会の開催

「学生クリスマス献血キャンペーン」、「はたちの献血キャンペーン」等 のイベントによる献血啓発活動の実施

学内献血への応援

企業等における献血の推進対策 (3)

企業等に対し、特に10代から30代までの従業員の献血促進について、企業対象献血セミナー等を開催し協力を求める。

複数回献血協力者の確保 (4)

献血受付時に複数回献血への協力の働きかけや、平成30年(2018年)10 月から運用開始された献血 web 会員サービスの登録及び利用を促すことにより、次回献血の予約等、複数回献血者への利便性を図る一方、血液センターから会員へメッセージ等を送信することにより、季節的な又は血液型別の血液不足を未然に回避 する。

(5)献血功労者の表彰

献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体及び個人に 対し、厚生労働大臣表彰等への推薦、知事感謝状の贈呈等を行い、献血への継続的 な協力を得る。

新型コロナウイルス感染症拡大期における血液の確保 (6)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い企業においては在宅勤務、大学等においてはオンライン授業等が実施されるため、献血車の配車が困難な場合がある。そのため、必要な献血会場の確保や啓発等を行い、献血の安定的な確保を図る。また、献血会場の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種会場と重複する可能性があることから事前に調整等を行う。 大学等に 血液不足等緊急時における献血者の確保

血液センターは上記 web会員サービスの活用等、必要な措置を講じる。それでもなお、不足する場合は、輸血用血液製剤不足時の対応を定めた「血液不足等緊急事態における 危機管理対応要項」に基づき、市町村及び関係機関と連携を取りながら、必要に応じて、 「血液不足注意報」等の発令、緊急献血の実施等の対策を実施する。

災害時における献血者の確保等

災害時において、需要に見合った献血が確保され、又は献血により得られた血液が円 滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。

- (1) 九州ブロック赤十字血液センター(久留米市)の一元管理による速やかな血液製 剤の供給
- 熊本県災害対策本部による血液製剤搬送手段の確保
- 県と日本放送協会との間に締結した「放送要請に関する協定」に基づく献血協力 依頼の放送の実施、市町村の協力による臨時献血の実施等による献血者の確保 (3)

熊本県公告第251号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位 置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)4月12日

熊本県知事 蒲 島 夫 郁

- 所 熊本市中央区帯山一丁目31番20号賢勝ビル201 名 株式会社アークフロンティア 宇土市岩古曽町字前原1144番10 築造者の住所
- 築造者の氏名
- 道路の位置 3
- 道路の幅員 4. 00メートルから4. 02メートルまで 4
- 31.03メートル 道路の延長 5
- 令和4年(2022年)3月30日 指定年月日
- 指定番号 熊本県指令央土景建第168号

登載依頼

流水型ダムに係る環境影響評価審査会公告第1号

流水型ダムに係る環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 4 月 1 2 日

流水型ダムに係る環境影響評価審査会

開催日時 1

令和4年(2022年)4月21日(木)午後1時45分から午後3時30分まで

開催形式

会場:ホテルサン人吉2階 白鳳(熊本県人吉市上青井町166)

オンライン形式:Cisco Webexを利用する。

審議内容

「川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート」について

傍聴者の定員

会場:10人

オンライン形式:200人

- 会場における傍聴手続
 - (1)会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各 審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。 (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがあ

 - る。 (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- - (1) 傍聴希望者は、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」により、令和
 - 4年(2022年)4月18日(月)午後5時までに申し込みを行うこと。 (2)申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があ るため、留意すること。
- 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

流水型ダムに係る環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環 境審査班)

電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 8